

令和8年1月7日

東京地方裁判所 御中

原告：株式会社Pioneerwork
代表取締役 後藤 陽一

甲6号証（写し）
別紙2 損害計算書（USD→JPY換算）

1 換算の前提

- (1) 換算基準日：2025-12-25（通知書の支払期限日）
(2) 適用レート：1 USD = 155.92 JPY
(3) レートの根拠：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（MUFGグループ）掲載の「三菱UFJ銀行 公表相場」（甲7）

参照URL：<https://www.murc-kawasesouba.jp/fx/index.php>

備考：当該サイトの「三菱UFJ銀行 公表相場」のTTS/TTBから TTM=(TTS+TTB)/2 として算出

TTT = 156.92円、TTB = 154.92円

TTM = (156.92 + 154.92) / 2 = 155.92円（甲7参照）

- (4) 端数処理：円未満切捨て

2 請求の内訳（USD→JPY）

本件では、通知書で提示した総額（\$30,000）を維持しつつ、訴訟において立証しやすい費目に整理して主張する。根拠資料は「資料番号」を付して提出する。

- (1) Management Time & Advisory Costs

- ① 説明：代表取締役稼働時間（合計100時間）× \$200/時間（ドラフト作成・代替ストラクチャー設計・DD対応・追加資料作成・連絡/待機を含む）
② USD : 20,000
③ JPY換算 : $20,000 \times 155.92$ (JPY/USD) = 3,118,400 円
④ 根拠資料：稼働時間明細（甲9）および陳述書（甲10）等

- (2) Settlement Premium

- ① 説明：一方的交渉打切りに対する代理的金額
② USD : 10,000
③ JPY換算 : $10,000 \times 155.92$ (JPY/USD) = 1,559,200 円
④ 根拠資料：STAドラフトのbreak fee条項抜粋（甲8）

- (3) 合計

- ① USD合計 : 30,000

② JPY合計：4,677,600 円

3 遅延損害金

(1) 起算日：訴状送達日の翌日

(2) 利率：年3%（民法法定利率）

(3) 計算式：元本（4,677,600円）×3%×日数/365

(4) 備考：債務不履行に基づく損害賠償請求における遅延損害金は、本来は履行期（令和7年12月25日）の翌日から起算されるが、本件では催告後も被告が全く応答していない状況を踏まえ、訴訟係属時（訴状送達日の翌日）を起算日とする。

4 根拠資料（提出候補リスト）

本件で追加の提出を求められ得る根拠資料は、典型的には以下である。

(1) Management Time (100時間) の裏付け

① 練習時間明細（甲9）

② 陳述書（甲10）

③ 補強資料（任意）

・カレンダー記録（会議・作業枠）

・メッセージ/通話履歴（深夜帯を含む待機・架電の状況）

(2) Settlement Premium (10,000 USD) の裏付け

① STAドラフト中の break fee（買主不履行時の支払）条項の該当ページ（写し）

② 当該条項が交渉で検討されていた経緯を示す連絡（メール/メッセージ）

以上